

入 札 注 意 書

1. 入札者は本注意書を熟読の上、入札に参加してください。
2. 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出してください。
3. 入札は、所定の入札書により入札者の住所、氏名（名称）を記名押印の上、入札金額を算用数字で明瞭に記載してください。書き損じたときは、新たな入札書に書き直してください。
4. 一度提出した入札書の変更又は取消しは許されません。
5. 入札は1回限りとし、設定した最低売却価格を下回る入札価格の場合は、失格とします。
6. 同額の最高入札価格者が、二人以上いる場合はくじによって落札者を決定します。
7. 次の各号に該当する入札は無効とします。
 - (1) 入札書に記名押印のないもの。
 - (2) 入札金額、氏名（名称）が確認できないもの。
 - (3) 委任状を提出していない代理人が入札したもの。
 - (4) 郵便をもって入札書を送付したもの。
 - (5) 市との間で売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者が入札したものの。
 - (6) その他法令で定められた売却不許可事由該当者が入札したもの。
 - (7) 入札に関する条件等に違反して入札したもの。
8. 入札者の談合又は不穏な挙動その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めたときは、入札を取消し若しくは中止をします。
9. 落札者以外の名義人とは契約を締結しません。
10. 入札保証金は、今回については徴収しませんが、契約保証金として契約金額の10/100以上（円位未満切上げ）に相当する金額を納付しなければなりません。この契約保証金は、売買代金に充当しますが売買代金（契約保証金を差し引いた額）を市の指定する日迄に納付しないときは市に帰属します。
11. 売買契約締結日は市の指定する日とし、契約書に添付する印紙税は、落札者の負担とします。売買代金（契約保証金を差し引いた金額）の納入は市の指定する日迄とします。
12. 今回の入札金額は税込み金額とします。

以 上